

京都国立博物館公式キャラクター「トラりん」使用規則

平成30年5月10日

館長 裁定

(目的)

第1条 この規則は、「京都国立博物館公式キャラクタートラりん」(以下「トラりん」という。)のイラスト(イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。)及びトラりんの写真(以下「イラスト等」という。)の使用に関し、必要な事項を定め、京都国立博物館(以下「博物館」という。)の広報に寄与することを目的とする。

(使用許諾の申請)

第2条 イラスト等を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)はあらかじめ「京都国立博物館公式キャラクタートラりん使用許諾申請書」(別紙様式1)に必要な書類を添えて、京都国立博物館長(以下「館長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、イラスト等の使用が、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権の制限に該当する場合は、この限りではない。

(使用許諾の承認)

第3条 館長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を許諾することができる。許諾に当たって、館長は、必要に応じ条件を付することができる。

2 館長は、前項に規定する使用許諾を行った場合は、「京都国立博物館公式キャラクタートラりん使用許諾書」(別紙様式2)により使用申請者へ通知するものとする。

3 使用許諾の期間は、使用許諾の日から、2年が経過した日の属する年度の末日とする。

(使用許諾の制限)

第4条 館長は、前条の規定にかかわらず、使用申請者のイラスト等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許諾しないものとする。

- (1) 博物館の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められるとき
- (4) 博物館の業務に支障をきたすおそれがあると認められるとき
- (5) 本規則又は博物館職員の指示に反するおそれがあると認められるとき
- (6) 第三者の利益を不当に害するおそれがあると認められるとき

- (7) 特定の個人、団体、法人又は商品等を支援若しくは後援し、又はこれらの誤解を与えるおそれがあると認められるとき。ただし、あらかじめ館長が承認したものは除く。
- (8) 特定の政治、宗教又は思想若しくはそれに類する主張を表現したものと認められるとき
- (9) トラリんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- (10) その他、館長が適当でないと認めるとき

2 館長は、前項の規定により前条の使用許諾を行わない場合は、「京都国立博物館公式キャラクタートラリン使用不許諾書」(別紙様式3)により使用申請者へ通知するものとする。

(使用許諾内容の変更)

第5条 第3条の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)が、当該使用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、同条に規定する手続きに準じて変更に関する手続きを行うものとする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、別添「トラリンデザインマニュアル」に定めたものとする。トラリンデザインマニュアルによらない場合は、あらかじめ館長の承認を得ること。
- (2) イラスト等の使用に当たっては、使用許諾を受けた内容に限ること。
- (3) 著作権者の表示及び使用許諾番号を、使用許諾対象物又はその包装等に表示すること。
(例. 「©京都国立博物館 トラリン ****」又は「©Kyoto National Museum・Torarin ****」(****は個別に指定する使用許諾番号))
- (4) 使用許諾対象物又はその包装等には、販売者又は製造者の名称と連絡先を明示すること。
- (5) 使用許諾対象物の完成品見本を3部、館長に提出すること。ただし、完成品見本の提出が困難と認められる場合は、当該完成品見本の写真をもって代えることができる。

(使用料)

第7条 イラスト等の使用料は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 商品及びその販売促進物の場合
商品の販売小売価格(消費税及び地方消費税を含む)にその生産予定数を乗じて算出される金額に3パーセントを乗じて得た額
- (2) 販売を目的としない場合
使用許諾対象物の総製作費用(消費税及び地方消費税を含む)に3パーセントを乗じ

て得た額

(3) その他

前2号によりがたい場合は、館長が別に指定する額

(使用料の免除)

第8条 前条の規定にかかわらず、館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、イラスト等の使用料を無償とすることができる。

- (1) 博物館が主催する事業に協力することを目的とする場合
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人又は国立大学法人等が行う教育、学術又は文化・芸術に関する事業の用途に供することを目的とする場合
- (3) 博物館又は博物館の主催する事業に対する広報・宣伝を目的とする場合
- (4) 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等の報道機関が報道を目的とする場合
- (5) 京都国立博物館文化財保護基金の許諾商品とする場合
- (6) その他、館長が無償と認める特段の事情がある場合

(使用許諾の取消し)

第9条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した申請書、若しくは添付書類の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第4条第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合
- (3) 第6条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他使用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 館長は、前項の規定により使用許諾の取り消しを行った場合は、書面により当該取り消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により使用許諾の取り消しを受けた者は、使用許諾取り消しの日から使用許諾対象物等にイラスト等を使用することはできない。

4 館長は、使用許諾の取り消しを受けた者に対して、使用許諾の取り消しを受けた使用許諾対象物等を、使用許諾の取り消しを受けた者の負担にて回収等の措置を請求することができる。

5 館長は、使用許諾の取り消しを受けた者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わない。

(使用に関する権利)

第10条 トラりん及びイラスト等の使用に関する一切の権利は、博物館に属する。

2 使用者は、使用許諾を受けた権利を第三者に譲渡、転貸、承継、再許諾、又は担保に供することができない。

(損失補償等)

- 第11条 博物館は、使用許諾に係る使用者に生じた損失補償について、一切の責任を負わない。
- 2 博物館は、使用者が使用許諾対象物により第三者に損害又は損失を与えた場合について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、故意又は過失により博物館に損害又は損失を与えた場合、博物館に賠償又は補償するものとする。

(その他)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、イラスト等の使用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月25日に改正し、令和3年2月1日から適用する。